

## 『伊万里市へようこそ!』伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金 チェックシート

- 市内に実家がある市外在住者(交付申請時において転入後5年未満の者を含む)の要件確認
  - 市外在住者又はその配偶者が交付申請年度の4月1日で69歳以下であること。
  - 転入する直前10年間のうち通算で5年以上、かつ転入直前に1年以上連続して市外の住民であったこと。
- 実家の所有者の確認
  - 市外在住者又は市外在住者の2親等内(父母、義父母、祖父母、兄弟姉妹など)の親族。
  - 交付申請前5年以内に市外在住者等の3親等以内の親族以外から所有権移転した家を除く。
- 共通事項
  - 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者に市税等の滞納がないこと。
  - 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者が暴力団との関係を有する者でないこと。
  - 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者が同一物件に対し他の補助金、奨励金等の支給を受けていないこと。国の補助金とも併用不可。
- その他確認・説明事項
  - 補助金額の説明
    - ・改修事業 (改修費の1/2) 改修業者が市内業者に限る：上限50万円
    - ・解体新築事業(解体費の1/2) 解体業者 市内：上限100万円 市外：上限80万円  
(新築費) 新築業者 市内：30万円 市外：20万円
  - 加算額の説明
    - ・子育て加算 30万円/人(人数の制限なし。交付申請年度の4月1日で18歳未満のUターン等した子及び交付申請時までに出産した子が対象。) ※詳細は要綱確認
    - ・地域指定加算 20万円 ※新築購入移住奨励金交付要綱別表第1より(国勢調査の年の翌年以降に改正される 前回改正令和4年度)  
伊万里地区(平山、岩立、木須東)、牧島地区(木須西、本瀬戸、中通、早里、漁港)、大坪地区(永山、屋敷野、上古賀、下古賀、みどりが丘、あさひが丘)、大川内町(岩谷、小石原、市村、市山、大川内山、正力坊、吉田、福野)、黒川町(福田、浦潟、干潟、奥野、塩屋、浦分、黒塩、椿原、清水、横野、立目、牟田、花房、畑川内、長尾、真手野、名村団地)、波多津町、南波多町(古川、笠椎、大川原、府招下、府招上、原屋敷、井手野、高瀬、開拓、大曲、水留、古里、谷口、重橋)、大川町、松浦町(東分、下分、下平、梅岩、岳坂、村分、藤川内、久良木、宿分、上分、中通、金石原)、二里町(川東、福母、作井手、中田、吉野、川内、古子)、東山代町(福和、日尾、天神、脇野、浦川内、東大久保、大久保、福住、国見、下分、滝川内、辻の堂、川内野)、山代町
  - 対象となる工事
    - ・改修事業 実家の修繕、増築、設備改善工事(カーポート、家電は対象外)
    - ・解体新築事業 実家の解体後、同一敷地内に新築する工事  
(解体する家屋は同一敷地内であれば複数でもよいが、4方が囲まれている家屋等が対象)
  - 返還事項
    - (1) 交付決定を受けた日から5年未満で、Uターン者等及びその世帯員の全てが市外へ転出したとき。
    - (2) 交付決定を受けた日から5年未満で、補助金の交付目的に反して実家を使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。
  - 事前申込は補助金の交付を確約するものではありません。(交付申請順で予算の範囲内)
  - 転入時の年齢が59歳以下の人(子育て世帯は年齢制限なし)で、「佐賀ジョブナビ」等に掲載されている企業への就業などは「いまり暮らしスタート支援金」の対象となる場合がある。